

## 3月定例総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月24日（火）午前10時から10時35分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 2階 第1・2講習室  
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一  
職務代理 上田 直樹  
委員 江本 政彦、内山 信行、河崎 貫一郎、  
正司 浩幸、村田 信男、磯部 恵子、河村 守浩、  
関谷 利彦、原野 英雄、野村 文雄、  
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子  
・・・（16人）
4. 欠席委員 縄田 加奈江、富永 茂巳・・・（2人）
5. 議事日程  
第1 議事録署名委員の指名  
第2 付議事項  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について  
議案第3号 非農地証明について  
議案第4号 許可取消申請について  
議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）の審査について  
  
第3 報告事項  
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について  
報告第2号 農地所有適格法人報告書について
6. 事務局 久村局長、富田局長補佐、高瀬係長

**議 長：** 定刻となりましたので、3月の定例総会を開会します。  
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。  
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は16人です。  
欠席は2名となっています。欠席者からは事前に連絡をいただいています。  
本日の議事は、議案第1号から第5号までの付議事項34件及び報告事項2件  
となります。  
なお、訂正表にありますとおり、34ページと67ページに訂正があります。  
以上で報告を終わります。

**議 長：** 本日の委員18人中16人出席ですので、総会は成立しています。  
本日の議事録署名委員については私から指名します。  
東岐波地区の正司委員、西岐波地区の村田委員をお願いします。  
なお、書記については、事務局職員に対応させます。  
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページ、3ページの旧市地区の議案、45番、46番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 旧市地区の2件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

議 長： 【旧市地区よろしいですか】

内山委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、45番、46番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、7ページの二俣瀬地区の議案、47番、48番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長： 二俣瀬地区の2件について、質問、意見等ありますか。  
(質問、意見なし)

議 長： 【二俣瀬地区よろしいですか】

原野委員： はい。しっかり管理をするって聞いていますので、問題ありません。

議 長： 言うのはね、誰でも言うのよ。

原野委員： 信じていますので。

議 長： 信じないといけないのだけど私もだいが騙された。  
では、採決に入ります。二俣瀬地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。  
(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、47番、48番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は9ページの小野地区の議案、49番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、これに関連して報告第1号があわせて提出されていますので、申し添えます。以上です。

議長： **小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **【小野地区よろしいですか】**

野村委員： はい。

議長： **採決に入ります。小野地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、49番は、許可します。  
事務局、次をお願いします。**

事務局： 議案書は11ページの楠地区の議案、50番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長： **楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **【楠地区よろしいですか】**

岡田委員： はい。

議長： **採決に入ります。楠地区の1件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、49番は、許可します。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。**

事務局： 議案書は13ページから26ページまでの東岐波地区の議案、109番から115番まで7件あります。7件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、115番を除く6件の転用目的が太陽光発電設備となっていますが、自治会長、所在する水利組合および一部郵送、ポスティングでの対応となっていますが近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： これ、補足ですけれど、今宇部市では、自治会長の許可を取れと指示しておりますけど、自治会長から「うるそうてやれんで。どねいかしてくれ。」という話がきました。私の所へ。「そりゃしょうがないね、役目なんだから。」と。太陽光発電をする前に、自治会長に説明をする必要がありますので。「そりゃ役目だからしょうがないね。やってくれ。」と答えました。で、多分皆さんにもそういう話が出てくる可能性がございますので、堪えてください。

東岐波地区の7件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【東岐波地区よろしいですか】

正司委員： はい。

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の7件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、109番から115番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は27ページから44ページまでの西岐波地区の議案、116番から124番まで9件あります。9件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。なお、116番、117番、119番、121番、123番の5件の転用目的が太陽光発電設備となっておりますが、自治会長、所在する水利組合および一部郵送での対応となっておりますが近隣地権者へは説明済みであり、また、太陽光発電事業に関する申請要領の条件も満たしていることを確認しています。以上です。

議 長： 西岐波地区の9件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 【西岐波地区よろしいですか】

村田委員： 問題ありません。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の9件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、116番から124番までは、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は45ページ、47ページの厚南地区の議案、125番、126番について説明します。2件について、事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしております。以上です。

議長： **厚南地区の2件について、質問、意見等ありますか。**

(質問、意見なし)

議長： **【厚南地区よろしいですか】**

河崎委員： はい。

議長： **採決に入ります。厚南地区の2件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。**

(全員挙手)

議長： **全員賛成ですので、125番、126番は、許可します。**

**次に、議案第3号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。**

事務局： 議案書は49ページから64ページの議案、85番から92番までの8件です。いずれの議案も、事前質問はありませんでした。申請地の現況について順に説明します。議案書とあわせて、前に映しています現況写真をご覧ください

85番、大字東岐波です。宅地として利用され、現在に至っています。

86番、大字川上です。隣接地にてコンクリート擁壁で盛土造成した際に同時に造成され、現在に至っています。

87番、野原一丁目です。駐車場として利用され、現在に至っています。

88番、西梶返二丁目です。駐車場として利用され、現在に至っています。

89番、野中一丁目です。宅地として利用され、現在に至っています。

90番、常盤台二丁目です。耕作放棄され灌木が繁茂し、現在に至っていません。

91番、厚南中央四丁目です。家屋が建築され、現在に至っています。

92番、大字西吉部です。耕作放棄され原野化し、現在に至っています。

以上です。

議長： **本件について、質問、意見等ありますか。**

大草委員： はい。ここの議案についての質問ではないですけども、このように現在荒れた土地や駐車場になっている時、登記が「田」や「畑」の場合、地目を変更するんですよね。議案書を読むと、昭和40年頃からとかじいちゃんが死んだ時相続しなかったとか多いですよね。この4月から、なんやら法令が変わって、土地とかも相続の手続きがしていなかったら、例えば、私の父が死んだ、私が継いだものの、相続手続きをしていなかったら、罰金5万円と法律が変わりましたよね。という事はこれ失念してましたとか所有者は変わって土地とか相続の手続きをしていなかった場合、市は把握されますね。行政が手続きをするよう案内するのですか。それとも相続人が手続きをするのでしょうか。どちらが先なんですかね。

事務局： はい。今のご質問ですが、基本的には農業委員会が地権者にお知らせする事はありません。あくまでも地権者が名義を替えようとした際に農地であることが判

明して「非農地証明をさせてください。」という事が手続きの流れになります。ですから、今言われたことは後の方になります。以上です。

大草委員： 　　という事は、あの土地は先代とか誰かから引き継いだ、贈与があった時点で即座に手続きをしないと罰金が科せられる、という事ですよ。市民は、皆さんは、早く気付くと思うんですよ。罰金払わないといけなくなるから。という事は非農地証明の申請は、今後どんどん出てくるんですよ。

議 長： 　　可能性はあります。昭和40年代に家を建てる時に地元の大工さんが、違法建築で家を建てている場合が多いんですよ。本来ならば、道がなくてどうしようも無い時に道なんかも現状道路という形で書類を提出してるパターンが多いんですよ。だから、これでよく家が建っているなあとという所へ、軽トラが通るか通らないかという位の所に家が建っている。けど、住まれるところではない。若いのは都会へ出てその家は荒れる。で、家が残る。売ろうかと思ったら「農地じゃあやあ。こりゃいけないわい。」、というパターンが結構多いように思うんですよ。だから、特に●●●の●●●の近くのところの団地。あれも結構違法建築が多いんですよ。昔あの辺に大工さんがおって、あの辺でバンバンやっているんですよ。どうやって機材を運び込んだか分かりませんが、道が本当に狭い。よく生活しているなというパターンが結構多いんですよ。だから、もういつときしたら、そういうところは無くなると思います。大体昭和40年代前半、まあ50年前の所は、違法建築があるんですよ。今後、家の寿命も尽きて代も替わる。なら、親から相続して屋敷を譲り受けた。蓋開けてみたら農地で残っている。どねいするか。非農地証明にするだけです。だから、結構多いパターンがあります。

私が経験した中で、●●●の中で●●●をされていた方が、自分の畑に転用せずして知り合いの家を建てた。で、地元の業者はよう建てれないから、●●●から大工さんと呼んで来てそれで家を建てて、それで住んでいて息子の代に替わった。で、息子が引き受けた。農地で残っている。どうしようか。うーん、そりゃ非農地で(申請を)出せや、という形で3年前か4年前位にそういう案件も出てきました。だからまあ、残念ながらある程度法律はあるけど、まあ上手い事、抜けを使ってやっているパターンが多い。で、そういう事をすると、後々にちもさっちもいなくなる。そういうパターンが結構多いと思います。私どもとしては、現況主義で行きますので、家が建ててあれば農地とは思いませんので。

議 長： 　　では、採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 　　全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。  
次に、議案第4号、許可取消申請について上程します。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 　　議案書は65ページの議案、2番について説明します。本件について、事前質問はありませんでした。本件は、令和6年9月24日に太陽光発電設備を目的に許可を受けたものの、事業化の見込みがたたなくなったことから、許可取消申請書が提出されたものです。以上です。

議 長： 　　本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

**議 長：** それでは採決に入ります。本件について、承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、本件について承認することとします。  
次に、議案第5号、農用地利用集積等促進計画(案)の審査となりますが、二俣瀬地区において、委員に関する事項があるため、まずは二俣瀬地区について審査し、そのあとにそれ以外の審査を行います。それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、原野委員の退席を求め、二俣瀬地区について審査します。

(原野委員退出 10:24)

**事務局、二俣瀬地区の説明をお願いします。**

**事務局：** 議案書は74ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

**議 長：** 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

**議 長：** 【二俣瀬地区よろしいですか】

上田委員： はい。

**議 長：** 分かりました。それでは採決します。  
原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

**議 長：** 全員賛成ですので、二俣瀬地区は原案どおり決定します。  
原野委員、席にお戻りください。

(原野委員入室 10:25)

原野委員： ちなみに一言。経営面積が出ていますけど、そんなに私は作っておりません。理由を農業振興課に聞いたんですけど、ちょっと意味の分からない説明をされましたんで。別に大した事ではないです。

**議 長：** 事務局どんなですか。

原野委員： 説明は良いです。農業振興課にも聞いてみます。

議 長： ま、何か問題があるみたいですが、そのまま行きましょう。  
つづいて、二俣瀬地区以外の審査を行います。  
事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は67ページから73ページ、および75ページ、76ページです。本件について、事前質問はありませんでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定において、「市町村は、促進計画案作成にあたり、農業委員会の意見を聴くものとする」とされていることに伴うものです。以上です。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問意見なし)

議 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。  
【東岐波】、【西岐波】、【旧市】、【厚東】、【船木】、【吉部】の委員さん、よろしいでしょうか。

(該当地区委員異議なし)

議 長： 分かりました。それでは採決します。  
本件について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第5号は原案どおり決定します。  
付議事項は終わりました。  
次に、報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件です。順に説明いたします。  
報告第1号、議案書は77ページ、78ページです。小野地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。これは、先に説明しました議案第1号3条申請の49番に関連する報告です。

次に報告第2号、議案書は79ページから85ページまでです。市内に事業所を有する農地所有適格法人から、農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しと確認結果です。以上です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。  
これは報告事項であり了解いただきたいと存じます。  
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から次回日程について連絡)

議 長： すべての議事が終わりました。  
これを持ちまして、3月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:35)